

セグロウリミバエ緊急防除期間の延長

植物防疫法に基づき4月14日より本害虫が寄生する作物(ウリ科中心)の移動規制が始まり、期間は令和7年12月31日までとされていましたが、国の対策検討会議を踏まえ現在の防除区域である沖縄県本島に今年6月から寄生果が確認された伊江村、伊是名村、伊平屋村を追加した上で期間を**令和9年3月31日までに延長**することとなりました。

9月に設置しているテックス板(誘殺板)もミカンコミバエに対しては有効ですが、セグロウリミバエに対しては誘引力が弱く、効果は2か月程度であるため根絶に追い込める手法としては期待できません。ウリミバエ根絶に成功した「不妊虫放飼」もセグロウリミバエに一定程度の効果が期待できることから本格的に航空放飼を行っています。まん延状態が長く続くと不妊虫放飼の効果が得られるまでに時間がかかります。

以上のことから、家庭菜園等での栽培自粛、経済栽培農家においての適正な防除(農薬散布、2mm以下の防虫ネット施設での栽培、ネット又は袋がけ対応のいずれかの防除)、不要な果実の適正処理が早期根絶に向けての重要な取り組みとなります。

セグロウリミバエ寄生果が見つかった場合の処分方法 (殺虫・拡散防止対策が中心)

①埋設処理

- 寄生が疑われる果実や残渣等を、農家圃場や家庭菜園の隅に穴を掘って埋設処分する。その際、できるだけ深い穴を掘り、20cm以上の厚さの土をかぶせる。
- 埋設が浅すぎると、幼虫が生き残ってサナギになり羽化することがあるため要注意。



できるだけ深く掘る



20cm以上土をかぶせる

②密閉・陽熱処理

- 寄生が疑われる果実や残渣等を穴などない丈夫なビニール袋に入れて密閉し、虫が死滅するまで太陽熱で蒸し込む。
(夏場の晴天なら1週間、冬場は1か月程度が目安)
- 処理後は地域のルールに従って処分する。
(お住いの自治体に別途ご相談ください。)



ビニール袋の口を
しっかり閉め、
ガムテープ等で巻く



③茎葉の早期片付け

- ウリ科野菜は収穫後も枯れずに果実や雄花を付け続けるため、収穫後はトラクターで早めに茎葉をすき込み片付ける。
- 不要な果実が圃場に残っていると、すき込み後に発芽・生育していく場合があるので不要果実は①②の方法で事前に処理しておく。



④冷凍処理

- 家庭菜園等で量が少なければ、冷凍処理という方法もある。
- ビニール袋などに密閉して冷凍庫で2～3日間凍らせ、虫が死滅してから家庭ごみとして処分する。



お問い合わせ:農林水産課 ☎966-1202